

第46回全国豊かな海づくり大会～ふさの国 千葉^{ちばけん}県大会～協賛行事募集要領

第1条 趣旨

この要領は、第46回全国豊かな海づくり大会～ふさの国 千葉^{ちばけん}県大会～（以下、「大会」という。）を県民に広く周知するとともに、開催に向けた機運醸成を図ることを目的として、大会の基本理念に賛同する企業や団体等が実施する協賛行事を募集するに当たり、必要な事項を定める。

【基本理念】

千葉県の豊かな海や河川などがもたらす恵みを次世代に引き継ぐため、水産資源の保護・管理や環境保全の重要性を県内外に広く訴えるとともに、海に関する文化芸術・スポーツ・観光などの「千葉^{ちばけん}県」の多様な魅力を発信することで本県のブランド価値を向上させ、水産業の振興と地域の活性化を図ります。

※外房・内房など地域ごとに異なる表情をもった千葉県の海には、様々な種類の海が存在しています。そこで「千の波を有する県」を意味する「千葉^{ちばけん}県」と名付け、千葉の海の多様な魅力を表現しています。

第2条 対象となる行事

1 開催期間

この要領の施行の日から令和9年11月14日まで

2 開催場所

原則として千葉県内

3 主催者

水産業関係団体、企業、特定非営利活動法人、学校、ボランティアグループ等の任意団体、国、地方公共団体 等

4 行事の種類

大会の基本理念に賛同して行われるイベント、セミナー、シンポジウム、活動等

（1）イベント、セミナー、シンポジウム等

県産水産物の消費拡大や自然環境の保全、豊かな海に関する文化芸術・スポーツの振興などを目的として実施するイベント等

（2）種苗放流活動等

海、河川、湖沼において実施する種苗放流活動や、海藻（海草）の増殖活動等

（3）環境保全活動

海、河川、湖沼の環境保全を目的に実施する清掃活動等

（4）水産業振興に資する活動

漁業体験、魚食普及、水産物の消費拡大に向けた活動等

（5）その他第46回全国豊かな海づくり大会千葉県実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が認める行事

第3条 応募方法

協賛行事に応募しようとする主催者（以下、「申込者」という。）は当該行事が開催される

日の１０日前までに「協賛行事登録申込書（様式第１号）」（以下、「申込書」という。）を
実行委員会事務局に提出するものとする。ただし、事務局が認めた場合はこの限りでは
ない。

第４条 審査・登録

実行委員会は、前条の申込書を受理したときは、その内容を審査し、第２条に規定する
対象となる行事に該当し、第５条第１項各号のいずれにも該当しないと認められる場合は、
速やかに申込者に対し「協賛行事登録通知書（様式第２号）」により協賛行事に登録した旨
を通知する。

第５条 登録の制限等

１ 登録の制限

実行委員会が次の各号に該当すると認めた場合は、協賛行事として登録しないもの
とし、申込者に対し「協賛行事不登録通知書（様式第３号）」によりその旨を通知する。

- （１）大会の品位を傷つける、又は正しい理解を妨げるおそれのある行事
- （２）営利を主たる目的とする行事
- （３）法令又は公序良俗に反する行事又は社会的に非難を受けるおそれがある行事
- （４）特定の政治、宗教及び思想を目的、支援又は公認しているような誤解を与え、
若しくは与えるおそれがあると認められる行事
- （５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）
第２条第２号に規定する暴力団の構成員が支配し、若しくは関与し、又はその
おそれがあると認められる行事
- （６）特定の個人又は団体の売名に利用しようとする行事
- （７）その他、実行委員会が不適當と認める行事

２ 登録の取消し

実行委員会は、登録された行事が第２条各号に該当しなくなった場合、又は前項各号
のいずれかに該当するに至った場合又は該当することが判明した場合は、登録を
取り消すものとし、当該申込者に対し、「協賛行事不登録通知書（様式第３号）」により
その旨を通知する。なお、取消しにより損害が生じた場合であっても、実行委員会は
その損害を賠償する責めを負わない。

第６条 協賛の特典

協賛行事として登録された行事については、実行委員会と協議・調整の上、次の各号に
掲げる特典を付与する。

- （１）大会キャラクター「千葉県マスコットキャラクター チーバくん」大会専用
イラスト、大会テーマの使用
- （２）当該行事のポスター、チラシ等への協賛行事の表示
- （３）大会横断幕・のぼり旗、大会専用コスチュームの貸し出し
- （４）大会ポスター・チラシの提供
- （５）大会ノベルティグッズの提供

(6) 大会ホームページ及び大会終了後に発行する実績報告書への行事情報等の掲載

(7) その他実行委員会が必要に応じて追加する特典

〈注意事項〉

ア 大会キャラクター「千葉県マスコットキャラクター チーバくん」大会専用イラスト、大会テーマの使用に当たっては、事前に実行委員会事務局に図案等を提示し承諾を得ること。

イ 大会キャラクター「千葉県マスコットキャラクター チーバくん」の大会専用イラストの使用については、「第46回全国豊かな海づくり大会キャラクター「チーバくん」大会専用イラスト使用取扱要領」に従うこと。

ウ 大会ノベルティグッズの提供品・数は事前に実行委員会事務局と協議し、決定すること。

エ 大会横断幕・のぼり旗、大会専用コスチュームの運搬に要する経費は申込者の負担とする。

オ 大会横断幕・のぼり旗、大会専用コスチュームの貸し出しは先着順とする。

カ 貸し出した大会横断幕・のぼり旗、大会専用コスチュームは行事終了後、速やかに実行委員会へ返却すること。

第7条 実績報告

申込者は、行事終了後1ヶ月以内に「協賛行事实績報告書（様式第4号）」に必要事項を記入の上、実行委員会事務局に提出する。

第8条 その他

- 1 申込者は、登録された行事の内容、日程等を変更する場合は、速やかに実行委員会事務局に連絡する。
- 2 登録された行事に要する経費は、全て申込者の負担とする。
- 3 この要領に定めるもののほか、協賛行事の取扱いに関し必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

第6条第1項第1号の大会キャラクター「千葉県マスコットキャラクター チーバくん」大会専用イラスト及び同項第3号の大会専用コスチュームは令和8年11月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和8年9月1日から施行する。

第6条第1項第1号の大会キャラクター「千葉県マスコットキャラクター チーバくん」大会専用イラスト及び同項第3号の大会専用コスチュームは令和8年9月1日から施行する。